

令和5年10月30日
ふるさと振興部
学事振興課

令和2年3月17日に開催された岩手県立大学理事会議における会議概要及び
「役員の給与等の支給に関する規程の一部改正について」に係る会議資料について

このことについて、別添のとおり提出します。

【担当】

ふるさと振興部学事振興課
総括課長 本多（内線 5032）

理事会議（定例）（3月17日開催）会議概要

1. 開催日時

令和2年3月17日（火）13：00～14：40

2. 場所

本部棟3階 特別応接室

3. 出席者

遠藤理事長、鈴木副理事長、堀江専務理事、石堂理事、狩野理事、熊谷理事、小原理事、
榊田監事、三河監事

オブザーバー：葛尾事務局次長、岡部教育支援室長、関屋高等教育室長、鎌田学生支援室長、
佐藤研究・地域連携室長、藤村企画室長

（事務局：千田副参事兼総務財務課長、松高内部監査主査、安宅主事）

4. 会議の概要

【協議事項】

(1) 令和2年度計画（案）について

藤村企画室長から、令和2年度計画（案）について、資料No.1に基づき説明された。

これに対し、計画 No. 10（国際的視野の涵養に関する目標を達成するための措置）について、海外派遣支援策である奨励金事業と学部等の国際交流活動への支援とは具体的にどのような内容かとの質問があった。この質問に対し、奨励金事業について、授業料等減免における修学支援新制度対象者に対して、既存の海外研修プログラムに参加する場合、奨励金を給付する新規事業である旨説明された。また、学部等の国際交流活動への支援について、多文化理解を目的とした学内での交流会開催などを予定している旨説明された。

本件に対しては異議なく承認された。

(2) 令和2年度予算（案）について

葛尾事務局次長から、令和2年度予算（案）について、資料No.2に基づき説明された。

これに対し、修学支援新制度における予算措置内容の見直しによって、令和2年度においても従来どおり学部生の授業料減免に係る予算措置が行われることとなったが、それに係る予算が、今回示されている運営交付金収入に含まれているかとの質問があり、岩手県の予算措置が間に合わなかったため、令和2年度末において補正対応される旨回答された。

本件に対しては異議なく承認された。

(3) 「民法の一部を改正する法律」施行に伴う本学の対応（保証契約にかかる極度額）について

鎌田学生支援室長から資料No.3に基づき、今回の法改正に伴い、保証契約等において極度額を定めていない場合は契約が無効となることから、授業料及び寮費に係る極度額を定める旨説明された。加えて、授業料の未収に対応した極度額は標準在学期間（4年又は2年）の授業料相当額に損害分を加算した金額とし、学生寮費の未収に対応した極度額は在寮期間（2年）の寮費の2倍相当額に損害分を加算した金額とする旨説明された。

これに対し、新法が令和2年4月入学者から適用されるかとの質問があり、法改正前である3月までに、入学手続きとして在学及び保証契約が成立することから、適用されない旨回答された。

また、今回の改正において、保証人に対して支払請求を行う場合、債務者に係る情報開示が義務付けられたことから、今後はあらかじめ、債務者へ情報開示に係る同意を得る必要がある旨説明された。これに対し、対応について今後確認願いたいとの意見があった。

本件に対しては異議なく承認された。

(4) 令和2年度の授業料減免について

鎌田学生支援室長から資料No.4に基づき、在学学生を除き、令和2年度から修学支援新制度に基づいて行うこととしていた学部生の授業料減免について、引き続き従来の本学独自の制度に係る予算措置が行われることとなった旨説明された。

また、その結果、新入生に対しては、修学支援新制度に基づく入学料減免及び授業料減免に加えて、本学独自の制度における従来どおりの支援が可能となった旨説明された。

本件に対しては異議なく承認された。

(5) 岩手県立大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定の締結について

葛尾事務局次長から資料No.5に基づき、平成23年の大震災以降、本学独自で備蓄してきた非常食について、滝沢キャンパスでは今後備蓄を行わず、宮古キャンパスではその数を1週間分から3日分へと減らした上で備蓄を行う旨説明された。加えて、市町村から十分に非常食の提供を受けられなかった場合など、必要数を補完するために大学生協との協定を締結する旨説明された。

これに対し、現在備蓄している非常食について、賞味期限を迎える時点における有効な活用方法を検討するようとの意見があり、これまで、防災訓練等の際に学生及び教職員へ配布していたが、さらなる有効活用方法について検討する旨回答された。

また、平成24年に滝沢市と締結した協定がどのような非常事態を想定したものであるかとの質問があり、平成23年の大震災において本学の自家発電装置が非常に有効であったことから締結したものであるが、災害における大規模停電時のほか、収容人数を上回るなど、市の指定避難所での受け入れが困難な場合、本学を臨時避難所に指定する内容である旨回答された。

本件に対しては異議なく承認された。

(6) 役員の給与等の支給に関する規程の一部改正について

葛尾事務局次長から、役員の給与等の支給に関する規程の一部改正について、資料No.6に基づき説明された。

本件に対しては異議なく承認された。

【その他】

(7) 新型コロナウイルス対策について

葛尾事務局次長から、新型コロナウイルス対策について、資料No.7に基づき報告された。

また、補足として、入学式等の中止決定は、新年度の講義及び実習を確実に実施するためである旨説明された。

これに対し、新年度を迎え、春季休業期間を岩手県外で過ごしていた学生たちが大学へ集まることによって感染の危険性が高くなる恐れがあるとの意見があった。加えて、教科書販売の対面手続きなど、年度当初は特に感染の危険性が高いと考えられる旨の意見があった。

また、行動計画や留意すべき事項について、すでに学生たちへ周知しているかとの質問があり、メールやホームページなどにより周知している旨回答された。

学生のサークル活動の状況についても質問があり、すでに当面の間、自粛を要請している旨回答された。

(8) 令和元年度岩手県立大学の就職内定状況（2月末現在）について

鎌田学生支援室長から、令和元年度岩手県立大学の就職内定状況（2月末現在）について、資料No.8に基づき報告された。

これに対し、四大学部の東北地区内定率が前年度比 6.2%増となっており、インターンシップ事業等を通じて、東北地区の各大学との連携が強くなっていると感じられる旨意見があった。

また、看護学部の県内内定率について、首都圏の看護師需要が落ち着き、増加すると見込まれていたが、状況に変化があるかとの質問があり、今年度は大きな変化が見られなかった旨回答された。

加えて、新型コロナウイルスの影響によって内定取消となった事案があるかとの質問があり、現時点においては報告を受けていない旨回答された。

(9) 令和元年度内部監査結果及び対応について

松高内部監査主査及び葛尾事務局次長から、令和元年度内部監査結果及び対応について、資料No.9に基づき報告された。

これに対し、事務引継ぎ方法等の改善については、文書通知だけではなく、各所属長がいかに引継ぎを徹底させるかが重要であるとの意見があった。これに対し、各所属長に対しては、引継ぎを担当者のみに任せるのではなく、グループライダー等が各担当の引継ぎ内容を把握するよう指示している旨説明された。

(10) 「令和元年度第1回職員衛生委員会」の結果について

葛尾事務局次長から、「令和元年度第1回職員衛生委員会」の結果について、資料No.10に基づき報告された。

(11) 事務局組織の見直しについて

葛尾事務局次長から、事務局組織の見直しについて、資料No.11に基づき報告された。

最後に、遠藤理事長より令和2年3月末をもって熊谷理事が退任される旨の説明があり、熊谷理事からご挨拶いただいた。

以上

役員の給与等の支給に関する規程の一部改正について（協議）

【要旨】

公立大学法人岩手県立大学役員の給与等の支給に関する規程の一部を改正することについて協議します。

1 改正理由

理事長の報酬額を改正するもの。

2 改定内容

理事長の報酬月額を「月額 626,000 円」から「月額 997,000 円」に改定する。

3 施行日

令和2年4月1日

4 スケジュール

令和2年3月17日	理事会議に協議
令和2年3月下旬	規程改正、県に届出
令和2年4月1日	施行

公立大学法人岩手県立大学役員の給与等の支給に関する規程の一部を改正する規程（案）

公立大学法人岩手県立大学役員の給与等の支給に関する規程（平成17年規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 月額626,000円</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 月額997,000円</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。